

議案第 19 号

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和 6 年京丹後市条例第 29 号）について、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 106 号）が令和 6 年 12 月 12 日公布され、令和 6 年 12 月 13 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和 6 年京丹後市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条に次の 1 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 40 条に次の 2 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和6年京丹後市条例第29号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例 令和6年9月3日 条例第29号 第1条～第38条 (略) (布設工事監督者の資格) 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 第41条～第43条 (略)	京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例 令和6年9月3日 条例第29号 第1条～第38条 (略) (布設工事監督者の資格) 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 第41条～第43条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>